

環境教育等推進専門家会議設置要綱

平成23年10月18日
関係省庁申合わせ

1. 目的

第177回国会において改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第24条の2第2項の規定に基づき、環境教育等推進会議に環境教育等推進専門家会議（以下「専門家会議」という。）を置く。専門家会議は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に係る事項について、環境教育等推進会議に進言する。

2. 委員

委員は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し専門的知識を有する者のうちから、環境省総合環境政策局長及び文部科学省生涯学習政策局長が委嘱する。

3. 座長

- (1) 専門家会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。

4. 会議の公開

- (1) 専門家会議の議事は原則公開とする。
- (2) 専門家会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

専門家会議の事務局は環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室が務める。

6. 雑則

- (1) 前各項に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が専門家会議に諮って定める。
- (2) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。

(参考)

環境教育等推進会議設置要綱

平成23年10月18日
関係省庁申合わせ

1. 目的

第177回国会において改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号)第24条の2第1項の規定に基づき、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関が、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、「環境教育等推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

2. 組織

(1) 推進会議は次に掲げる者をもって構成する。

環境省総合環境政策局長
文部科学省生涯学習政策局長
農林水産省農村振興局長
経済産業省産業技術環境局長
国土交通省総合政策局長

(2) 推進会議に議長を置く。議長は環境省総合環境政策局長をもって充てる。

(3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 幹事会

推進会議を補佐するため、次に掲げる関係課室の課室長等を幹事とする幹事会を置く。

環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室長
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室長
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境調和産業推進室長
国土交通省総合政策局環境政策課長

4. 事務局

推進会議の事務局は、環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室が務める。

5. 雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議において定める。